

婦人週間 4月10日→16日

憲法の改正は婦人に何を与えたでしょう？



労働省婦人少年局

壁新聞NO.1

37 [ポスター] 婦人週間「憲法改正は 婦人に何を与えたでしょう？」

昭和24年(1949)

婦人週間は、日本で女性が初めて参政权を行使した昭和21年4月10日を記念して定められ、昭和24年から労働省が女性の地位向上のための啓発活動を毎年実施していました。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されたことを受け、平成13年からは男女共同参画週間(毎年6月23日～6月29日)として引き継がれました。

このポスターでは、憲法改正が婦人に与えたものとして、政治では参政权、社会では男女共学と男女同一賃金、家庭では個人の尊厳と男女の平等を挙げています。

群馬県行政文書「[宣伝印刷物関係綴]」(A0384A0G 1979)